

豊橋創造大学科目等履修生規程

制定
平成 8年 4月 1日
改正
平成11年 4月 1日
平成15年 4月 1日
平成19年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、豊橋創造大学学則（以下「学則」という）第48条の規定に基づき、科目等履修生の取扱いを定める。

(科目等履修生の定義)

第2条 科目等履修生とは、本学の学生以外の者で1科目又は数科目を履修し、その単位の修得を目的とする者をいう。

(出願資格)

第3条 科目等履修生を志願することができる者は、学則第15条に規定する入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、別に定める入学検定料を納入しなければならない。

(1) 科目等履修生願書（所定の様式による）

(2) 履歴書（所定の様式による）

(3) 最終出身校の卒業証明書（在学中の場合は卒業見込証明書）及び成績証明書（本学卒業生を除く）

(4) 写真（縦4.0cm×横3.0cm）

2 現に他の大学等、又は官公庁、教育機関若しくはその他の事業所に在学又は在職している者は、前項に掲げる書類のほか、当該学長又は所属長の出願許可書等を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 科目等履修生の選考は、別に定める期日に、書類及び面接によって行う。

(入学許可)

第6条 前条の規定による選考に合格した者に対しては、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

2 入学許可は、各学期の初めとする。

(入学手続)

第7条 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに、別に定める学納金を納入すると共に、その他必要な手続をしなければならない。

2 提出した書類及び納入した学納金は原則として返還しない。ただし、特に指定した日までに消し願い出書を提出した者については、納入した学納金のうちから、事情により授業料及び実習費を返還することができる。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、春学期若しくは秋学期又は一学年の何れかの期間とし、一年以内とする。

2 引き続き履修を希望する者は、改めて願い出で許可を受けなければならない。

3 前項の願い出については、第5条の選考を免除するものとし、第4条の入学検定料の納入並びに同条第2号から第4号までの書類の提出は不要とする。

(履修手続)

第9条 科目等履修生は、学期の初めに履修登録をしなければならない。

(履修科目と履修単位数)

第10条 科目等履修生が履修できる科目は本学開設科目とし、1年間に20単位以内とする。ただし演習及び実技の科目については許可しないことがある。

(単位の認定)

第11条 科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験の結果、その成績に応じて単位を認定する。

3 前項で単位を認定した科目については、成績単位修得証明書を交付する。

(キャンパスカード)

第12条 科目等履修生の身分を証明するものとして、キャンパスカードを交付する。その取扱いは学生証に準ずる。

(履修の取消)

第13条 学納金の納入義務を怠った場合又は科目等履修生としての本分に反する行為があった場合は、履修の許可を取り消すことがある。

(外国人留学生の特例)

第14条 学則第52条の外国人留学生に係る科目等履修生の出願資格、出願手続、選考方法、入学許可、入学手続、履修期間及び履修科目の取扱いについては別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃については、教授会の議決を要するものとする。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。